



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*79 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (果樹園芸課)..... 1

○ 告示

1331 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)..... 2

1332 保安林の指定 (森林整備課)..... 2

1333 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 2

1334 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 3

1335 " (")..... 3

1336 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (資源管理課)..... 3

1337 公共測量の実施 (技術調査課)..... 4

1338 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4

1339 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 4

1340 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 5

○ 選挙管理委員会告示

92 政治団体の届出事項の異動の届出 5

93 資金管理団体の届出事項の異動の届出 6

94 政治団体の解散の届出 6

95 政治団体の設立の届出 6

96 資金管理団体の届出 7

97 平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第44号(政治団体の設立の届出)の一部訂正 7

*98 和歌山県議会議員選挙執行規程(昭和57年和歌山県選挙管理委員会告示第62号)の一部改正 7

規 則

和歌山県規則第79号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和25年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(表示命令) 第3条 知事の定める普通肥料(法第4条第1項第7号若しくは同条第2項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料に限る。)の生産業者は、当該	(表示命令) 第3条 法第4条第1項第7号若しくは同条第2項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料の生産業者は、当該普通肥料又は指定配合肥料を生産し

普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に知事^の定める表示事項を表示しなければならない。

たときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に知事^が定める表示事項を表示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1331号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3052300039	第2通園くじら	新宮市佐野954-3	放課後等デイサービス	社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575	平成30.12.31

和歌山県告示第1332号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字三十木字高月332の1、332の2、332の20から332の22まで、字炭屋谷334、字伊藤335の1から335の4まで、336の1

2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1333号

平成30年和歌山県告示第1246号（以下「告示第1246号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

奥山美登
中部屋喜好
和田雅宏
新家肇
谷垣恵三
吉田穎弘
古梅孝

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1246号のとおり

和歌山県告示第1334号

平成30年和歌山県告示第1123号（以下「告示第1123号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
菌一喜
菌吉輔
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1123号のとおり

和歌山県告示第1335号

平成30年和歌山県告示第1124号（以下「告示第1124号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
松本憲佳
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1124号のとおり

和歌山県告示第1336号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成30年12月17日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興

課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備えて縦覧に供する。

和歌山県告示第1337号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成30年12月10日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市和歌浦東一丁目から四丁目まで
和歌山県和歌山市紀三井寺の一部

和歌山県告示第1338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三田海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市和田字吉上358番1地先から同市冬野字中野77番1地先まで	旧	6.10 } 11.70	2,235.53	
同上	新	6.10 } 11.70	2,235.53	
和歌山市和田字吉上355番2地先から同市冬野字中野77番1地先まで	新	8.75 } 24.90	1,842.30	秋月海南線重複区間 L=371.03

和歌山県告示第1339号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

湯崎2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱5号と標柱1号を結ぶ線は海浜地との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考

1号	西牟婁郡	白浜町		上白河	1729番56	
2号	〃	〃		〃	1729番53	
3号	〃	〃		〃	〃	
4号	〃	〃		〃	1729番52	
5号	〃	〃		〃	1729番55	

和歌山県告示第1340号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3460	海南市重根字丁通り22番の一部、23番1の一部	海南市馬場町一丁目1番地の2 有限会社アールイー・ダイタ 代表取締役 上野山雅也	平成 30.12.14	6.00 } 7.37	87.01

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年12月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
やまが敏宏後援会	山家敏宏	政治団体の名称	やまが敏宏後援会	山家敏宏後援会	平成 30.11.8
仁坂吉伸那智勝浦後援会	堀順一郎	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦416-1	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神27-1	平成 30.11.1
森下誠史後援会	阪本綾子	代表者	阪本綾子	福田秋	平成 30.11.1
げんそ彰人後援会	森本勝	主たる事務所の所在地	日高郡印南町印南854-5	日高郡印南町西神ノ川36	平成 30.11.15
井出益弘後援会	鈴木益彦	代表者	鈴木益彦	渡邊孝富	平成 30.11.15
仁坂吉伸那智勝浦後援会	堀順一郎	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神27-1	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦416-1	平成 30.11.26
仁坂吉伸有田市後援会	宮井清明	主たる事務所の所在地	有田市糸我町中番171番地	有田市古江見15番地 川口ビル1階	平成 30.11.28

清水まさおき後援会	中谷哲久	主たる事務所の所在地	和歌山市新塚丁12番地 宮本ビル1階	和歌山市黒田二丁目2番2 2-405号	平成 30.11.30
		会計責任者	中谷哲久	金子美紀	平成 30.11.30
仁坂吉伸後援会	神坂次郎	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁11番地 岡畑ビル1階	和歌山市小松原通一丁目 2-1	平成 30.11.27
仁坂吉伸白浜後援会	井潤誠	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町富田607	西牟婁郡白浜町堅田1385	平成 30.11.30

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年12月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
玄素彰人	頑張れげんちゃん の会	公職の種類	和歌山県議会議員	印南町議会議員	平成 30.11.15

和歌山県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年12月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
久紀会	松屋久紀	平成 30.11.19

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年12月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第十七支部	古川祐典	守山美加	和歌山市秋月198-5	○	平成 30.12.3

立憲民主党和歌山県連合	谷口和樹	山本忠相	和歌山市九番丁10 九番丁ビル5階	○	平成 30.12.6
-------------	------	------	-------------------	---	---------------

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ゆみばよしひろ後援会	弓場良弘	弓場良弘	有田郡広川町広608-2	平成 30.11.13
いたはし真弓後援会	板橋真弓	板橋美優	橋本市小峰台1-8-17	平成 30.11.22

和歌山県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年12月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
板橋真弓	橋本市議会議員	いたはし真弓後援会	橋本市小峰台1-8-17	平成 30.11.20

和歌山県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、自由民主党和歌山県有田市第一支部から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第44号（政治団体の設立の届出）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年12月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

「有田市古江見5番地 川口ビル3F」を「有田市古江見15番地 川口ビル3F」に訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第98号

和歌山県議会議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年12月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県議会議員選挙執行規程（昭和57年和歌山県選挙管理委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第2条 略 第2章 選挙運動用ビラ (選挙運動用ビラの証紙) 第2条の2 法第142条第7項の規定により県委	第2条 略

員会が交付する同条第 1 項第 4 号のビラ (以下「選挙運動用ビラ」という。) に貼る証紙は、別記第 1 号様式の 2 による。

- 2 前項の証紙の交付を受けようとする者は、候補者の立候補の届出後、県委員会から別記第 1 号様式の 3 の選挙運動用ビラ証紙交付票の交付を受けなければならない。
- 3 前条の規定は、前項の規定により交付された選挙運動用ビラ証紙交付票の再交付について準用する。

(証紙交付の手続)

第 2 条の 3 前条第 1 項の証紙の交付を受けようとする者は、選挙運動用ビラ証紙交付票に当該証紙を貼るべき選挙運動用ビラの見本 (記載内容が異なる選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれの見本) を添えて県委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、証紙の交付を受けようとする者は、交付を受けた前条第 1 項の証紙の枚数が法第 142 条第 1 項第 4 号に規定する枚数 (以下「ビラ法定枚数」という。) に達したときは、選挙運動用ビラ証紙交付票を県委員会に返還しなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、県委員会は、交付をした前条第 1 項の証紙の枚数がビラ法定枚数に達しないときは、選挙運動用ビラ証紙交付票に交付した当該証紙の枚数を記入し、かつ、取扱者の印を押して差出人に当該選挙運動用ビラ証紙交付票を返還するものとする。

第 3 章～第 10 章 略

第 2 章～第 9 章 略

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第1号関係)

(拡声機の表示)

(自動車及び船舶の表示)

第	号
	年 月 日 執行
和歌山県議会議員選挙用	和歌山県議会議員選挙用
①選	①選
和歌山県選挙管理委員会	和歌山県選挙管理委員会
②印	②印
	拡声機

第	号
	年 月 日 執行
和歌山県議会議員選挙用	和歌山県議会議員選挙用
①選	①選
和歌山県選挙管理委員会	和歌山県選挙管理委員会
②印	②印
	自動車 船舶

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式の2 (第2条の2関係)

(選挙運動用ビラの証紙)

年執行
和歌山県議会議員選挙

第 号
和歌山県選管

備考

- 1 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。
- 2 用紙には、選挙の行われる区域を記載する。
- 3 補欠選挙にあつては、選挙の行われる区域に「補欠」を加える。

別記第1号様式の3 (第2条の2関係)

(選挙運動用ビラ証紙交付票)

選挙運動用ビラ証紙交付票

1 選挙名 年執行
和歌山県議会議員 選挙

2 候補者氏名

3 頒布責任者 (印)

4 法定枚数 枚

5 証紙番号 第 号

和歌山県選挙管理委員会 (印)

交付月日	交付枚数	残数	差出人氏名・印	取扱者印

別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第2号様式 (第3条関係)

(ポスター掲示場)

<p style="text-align: center;">注 意</p> <p>一 ポスターは、立候補届出順位と同一の番号を表示した区画に貼ってください。</p> <p>二 この掲示場は、和歌山県議会議員選挙候補者以外の方は使用できません。</p> <p>三 掲示場を壊したり、ポスターを破つたりすると罰せられます。</p>				<p style="text-align: center;">和歌山県議会議員 選挙ポスター掲示場 市(町)(村)選挙管理委員会</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の掲示区画の大きさは、縦及び横それぞれ 42 センチメートルとする。 2 掲示区画の番号は、アラビア数字で表示する。 3 掲示区画を区分する線の幅は、1 センチメートルから 2 センチメートルまでとする。 4 設置場所の状況により、掲示区画を 3 段とすることができる。 5 既存の構築物を利用して設置する場合は、脚を設けないことができる。 6 掲示区画として充てない区画があるときは、市町村委員会は、選挙啓発等の文書図画を掲示することができる。 				

別記第3号様式 (第8条関係)

(新聞広告掲載証明書)

第 号の

新聞広告掲載証明書

候 補 者	住 所	
	所属党派名	
	氏 名	
	立 候 補 届出年月日	

上記の者は、 年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙の候補者であって、
公職選挙法第 149 条第 4 項の規定による新聞広告を掲載することができるものである
ことを証明する。

年 月 日

和歌山県議会議員 選挙 選挙区
選挙長 氏 名 [印]

- (注意) 1 新聞広告をするときは、この証明書を新聞社に提出しなければなりません。
2 この証明書 1 枚につき 1 回新聞広告をすることができます。

別記第4号様式 (第9条関係)

(個人演説会開催申出書)

個人演説会開催申出書

年 月 日

市(町)(村)選挙管理委員会

委員長 氏 名 様

住 所
候補者 氏 名 ㊟

年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙において、下記のとおり公職選挙法第 163 条の規定により公営施設を使用して個人演説会を開催したいので申し上げます。

候補者氏名		受理 年月日時	※ 年 月 日 午前(後) 時 分
使用すべき施設の名 称		開 催 年 月 日	年 月 日
施設の使用時間	午前(後) 時 分から 午前(後) 時 分まで		時間 分
選挙運動期間中同上の施設を使用して個人演説会を開催した回数	回	施設使用料納付の有無	※
公職選挙法施行令第 119 条第 3 項に規定する設備の附加			

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第6号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第6号様式 (第11条関係)

〔 乗船用 腕章
乗車用 〕

第 号	年 月 日 執行	和歌山県議会議員選挙
	候 補 者 (氏 名)	
	乗 車 (船) 証	
	和歌山県選挙管理委員会	印

別記第7号様式 (第11条関係)

(選挙運動従事者の腕章)

第 号	年 月 日	執行	和歌山県議会議員選挙
		候補者 (氏 名)	
		運 動 員	
		和歌山県選挙管理委員会	印

別記第8号様式(第13条関係)

(選挙公報掲載申請書)

選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会

委員長 氏 名 様

候補者氏名 ㊟

和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行和歌山県議会議員 選挙
- 2 選挙区名 選挙区
- 3 掲載文 別紙のとおり
- 4 写真 2葉添付(裏面に選挙区名及び氏名を記載したもの)
- 5 連絡先

連絡場所

連絡責任者氏名

電話番号 局 番

別記第11号様式から別記第21号様式までを次のように改める。

別記第11号様式 (第24条関係)

(候補者の氏名等の掲示)

		年 月 日 執行
党(派)	党(派)	和歌山県議会議員
氏ふ り が 名な	氏ふ り が 名な	選挙候補者氏名掲示

別記第12号様式 (第27条関係)

(確認書)

第 号

確 認 書

- 1 選挙の種類 年 月 日執行
和歌山県議会議員 選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 事務所の所在地
- 4 代表者氏名
- 5 所属候補者数

上記の団体は、公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認する。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会

委員長 氏 名

別記第13号様式 (第28条関係)

(政治活動用自動車の表示)

年	月	日	執行
和歌山県議会議員選挙政治活動用自動車			
政			
印			
和歌山県選挙管理委員会			

別記第14号様式 (第29条関係)

(政治活動用ポスター証紙)

年執行
和歌山県議会議員選挙
② 選挙区
和歌山県選管

備考 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等
を用いることができる。

別記第15号様式(第29条関係)

(政治活動用ポスター検印)



別記第18号様式 (第31条関係)

(政談演説会開催届出書)

政 談 演 説 会 開 催 届 出 書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会

委員長 氏 名 様

政党その他の

政治団体名

事務所の所在地

代 表 者 氏 名 ①

年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙における公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項第 1 号の規定による政談演説会を下記のとおり開催したいので届け出ます。

記

開 催 日 時	
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	
備 考	

別記第19号様式 (第32条関係)

(政談演説会告知用立札等の証紙)

年 月 日執行
和歌山県議会議員選挙

政談演説会告知用

証 紙 番 号	第 号
政 治 団 体 名	
開 催 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後

和歌山県選挙管理委員会 印

別記第20号様式 (第33条関係)

(機関紙誌届出書)

政党その他の政治団体の機関紙誌届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会
 委員長 氏 名 様

政党その他の
 政治団体名
 事務所の所在地
 代 表 者 氏 名 ㊞

年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙における公職選挙法第 201 条の 15 第 1 項の規定による機関紙誌を下記のとおり届け出ます。

区分	名 称	編集人氏名		発行人氏名	
新聞紙	創刊年月日	発 行 方 法			引き続いて発行されている期間
		発行回数	発行部数	頒布方法	
区分	名 称	編集人氏名		発行人氏名	
雑誌	創刊年月日	発 行 方 法			引き続いて発行されている期間
		発行回数	発行部数	頒布方法	
備考					

備考 頒布方法欄には、有料無料の別、郵送、直接配布、対象先等を記入すること。

別記第21号様式 (第34条関係)

(ビラの届出書)

政党その他の政治団体の頒布するビラの届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会

委員長 氏 名 様

政党その他の

政治団体名

事務所の所在地

代 表 者 氏 名 ㊟

年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙における公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項第 6 号の規定により頒布するビラは、添付見本のとおりですので届け出ます。

なお、同法第 201 条の 11 第 5 項に規定する事項については、ビラの表面に次のとおり記載しています。

政党その他の政治団体の 名 称	
選 挙 の 種 類	
この届出によるビラで ある旨を表示する記号	

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の和歌山県議会議員選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される和歌山県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された和歌山県議会議員の選挙については、なお従前の例による。